

敦賀市公告第 33 号

敦賀市観光動向調査業務委託の公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 6 年 7 月 24 日

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 業務名
敦賀市観光動向調査業務委託
- 2 業務内容
別添敦賀市観光動向調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- 3 業務履行期間
契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 4 提案上限額
8,613,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。
ただし、この金額は予定価格を示すものではない。
- 5 参加資格
本プロポーザルに参加する提案者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 福井県において指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
 - (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を受けている又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第

2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。

(7) (5)又は(6)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

6 募集要項及び仕様書

別添敦賀市観光動向調査業務委託公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）及び仕様書のとおり

7 募集要項等の配布期間等

- (1) 配布期間 令和6年7月24日（水）から令和6年8月8日（木）まで。
ただし、10に掲げる担当部署での配布は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。
- (2) 配布方法 10に掲げる担当部署で配布する。また、敦賀市ホームページにおいて公開する。

8 企画提案書類の受付期間及び提出方法等

- (1) 受付期間 令和6年7月24日（水）から令和6年8月8日（木）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 提出方法 持参又は郵送並びに電子メールにより、10に掲げる担当部署に提出すること。郵送及び電子メールについては令和6年8月8日（木）午後5時までの必着とする。
- (3) 提出部数 紙媒体2部（正本・副本各1部）及び電子データで提出すること。
なお、企画案は一者につき1案に限る。
提出期限以後の企画提案書類の追加、訂正は一切認めない。

9 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和6年7月24日（水）午前8時30分から令和6年7月31日（水）午後5時まで
- (2) 受付方法 10に掲げるメールアドレス宛てに、電子メールにて送信すること。
電話での質問は認めない。
- (3) 回 答 回答は、令和6年8月2日（金）午後5時までに敦賀市ホームページに掲載するとともに、令和6年8月8日（木）午後5時まで、10に掲げる担当部署において閲覧することができる。
なお、質問に対する回答は、募集要項を補足・修正するものとして取り扱う。

10 募集要項等の配布場所、問い合わせ先及び企画提案書類の提出先

- (1) 所在地 〒914-8501
福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市まちづくり観光部観光誘客課
- (2) TEL 0770-22-8128
- (3) FAX 0770-22-8184
- (4) Eメール kankou@ton21.ne.jp (最大受信容量 10MG 程度)

11 その他

この公告に掲げるもののほか、プロポーザルに関し必要な事項は、別添募集要項による。